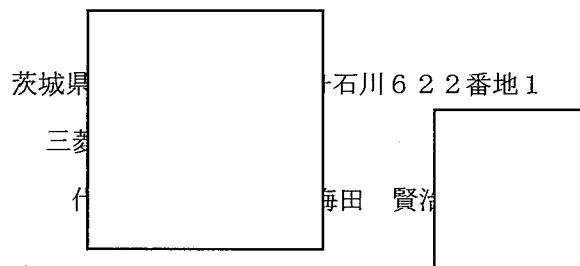


三原燃 第21-0328号
令和3年8月17日

原子力規制委員会 殿



核燃料物質の加工施設の変更に関する設計

及び工事の計画の軽微な変更の届出

令和元年8月9日付け原規規発第1908096号をもって加工施設の変更に関する設計及び工事の方法の認可を受けた申請書について、別紙のとおり軽微な変更をしたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十六条の二第五項の規定に基づき届け出ます。

別 紙

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 三菱原子燃料株式会社
住所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 622 番地 1
代表者の氏名 代表取締役社長 梅田 賢治

2. 変更に係る加工施設の概要

成形施設の建物・構築物及び設備・機器
被覆施設の設備・機器
核燃料物質の貯蔵施設の設備・機器
その他の加工施設の設備・機器

3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十六条の二第一項の認可年月日及び認可番号

認可年月日 令和元年 8 月 9 日
認可番号 原規規発第 1908096 号

4. 変更の内容

検査の方法に係る判定基準について添付に示すとおりとする。

5. 変更の理由

本変更の理由は、検査の方法に係る判定基準を明確にするためであり、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の二第二項に規定される加工施設の保全上支障のない変更に該当する。

添付

表1-4 加工模成形工器具的装配键物的检查方法

変更対象を黒文字下線もしくは赤文字下線もしくは赤線用い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線用い表示す。